

保護者 各位

福島県立双葉高等学校長

学校における携帯電話の取り扱いについて

近年、児童生徒が携帯電話やインターネット等に関わる様々なトラブルに巻き込まれる事例が多く発生しております。

県教育委員会では、さる3月24日付の通知文において、下記の理由から学校内においては携帯電話を使用させないことが教育的であると考え、「携帯電話の取り扱い指針」を定め、『高等学校においては、学校への持ち込み禁止または校内での使用を禁止すること。』としました。

記

- 携帯電話の長時間の使用は生活のリズムを乱して、学校生活に悪影響を及ぼす。
- メール等への過度の依存は、望ましい対人関係の構築や適正なコミュニケーション能力の発達を阻害する。
- 学校における教育活動には直接必要でない。

本校におきましては、県通知文を受け、携帯電話の取り扱いについて検討をして参りましたが、これまでの「本校の携帯電話使用規定」を一部見直し、二学期より、下校時の交通手段確保のための家庭との連絡を考慮し、次のような「携帯電話使用規定」(新)を定め、教職員が共通理解をもって指導に当たってまいります。

- 1 登校と同時に電源を切り、鞆に入れて校舎内に入る。
- 2 授業中、休み時間、昼休み時間中の使用は禁止する。
- 3 放課後はSHR・清掃終了後の校舎外での使用は認める。
- 4 土曜、日曜、長期休業中も校舎内での使用は禁止する。
- 5 緊急の連絡は学校へ直接お願いします。(TEL 0240-33-2131)

上記の項目に違反した場合は、学校において規定に準じて教育的指導を行いますが、保護者の皆様にも、携帯電話使用に関しての家庭でのルールづくりを行うなど、お子様が事件等に巻き込まれないようにご指導をお願いいたします。